

新型コロナウイルス感染者の「みなし入院」請求の取扱い変更について

○遺族・障害附加年金保険の「入院サポートプラン」について

1. お支払いする対象者の変更

全数把握の見直しに伴い、令和4年9月26日以降、新たに新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、医師や保健所の判断により宿泊療養、自宅療養をされた場合の入院給付金・保険金等の取扱い（「みなし入院」による取扱い）について、以下のとおり変更いたします。

（1）お支払いする対象者

- ・「みなし入院」のお支払い対象者は「重症化リスクが高い方」のみとなります。
- ・「重症化リスクが高い方」とは、具体的には以下の4類型に該当する方となります。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ・妊婦の方

（2）請求手続きに係る必要書類

新型コロナウイルス感染症と診断されたことの証明と重症化リスクが高い方であることの証明をもって、「みなし入院」による入院給付金・保険金等をお支払いいたします。具体的な必要書類は以下のとおりです。

①新型コロナウイルス感染症の診断年月日がわかるもの

（My HER-SYS療養証明（画面）の写しでも対応可）

②重症化リスクが高い方であることがわかるもの

入院を要する方	医療機関で発行された「領収書」など
重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方	医療機関で発行される「診療明細書」など
妊婦の方	母子手帳など

（※）65歳以上の方は、②の書類は不要です

③保険金請求書

④治療状況報告書

2. お支払対象日数の変更

療養期間の短縮については、9月7日から実施されています。ただし、当社の「みなし入院」の入院給付金・保険金等の支払対象日数は、上記1. お支払いする対象者の変更とあわせ、9月26日以降に変更いたします。

	新型コロナウイルス感染症の 診断年月日が9/25以前	新型コロナウイルス感染症の 診断年月日が9/26以降
4類型に非該当	10日分（※）	\times （みなし入院に非該当）
4類型に該当 （重症化リスク高）	10日分（※）	<u>7日分</u> （※）

（※）保険商品によっては、免責期間等により日数を控除することがあります。

3. 請求手続きについて

請求書類につきましては、組合員が所属所担当課へ連絡し、所属所担当課から取扱代理店群馬 CTV サービス (TEL：027-290-1370)までご連絡いただきますようご協力お願いいたします。

また、詳細につきましては、明治安田生命保険相互会社公法人第三部法人営業第二部(TEL：03-5289-7590)までお問い合わせください。

○新・団体医療保険について

お支払いする対象者の変更

医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が令和4年9月26日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を以下の「重症化リスクの高い方」とします。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ・妊婦の方

<「入院」とみなす適用範囲 イメージ図>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方	左記以外の方
医師に 新型コロナウイルス感染症 と診断された日	2022年 9月25日以前	— (約款上の入院に該当)	○	○
	2022年 9月26日以降	— (約款上の入院に該当)	○	×

なお、請求につきましては、損保ジャパン株式会社事故連絡サポートセンター(TEL：0120-727-110)までご連絡いただきますようご協力お願いいたします。

また、詳細につきましては、損害保険ジャパン株式会社群馬支店法人支社 (TEL：027-223-5111)までお問い合わせください。